

建設工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて

建設業の健全な発達や工事品質の確保に向けて、契約価格の適正化や実効性のあるダンピング対策の充実を図るため、令和4年3月4日付けで改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）に準じて、輪島市が発注する建設工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法を変更します。

改正内容

一般管理費等の参入率の変更 現行 55% → **68%**

算定方法

区分	改正前	改正後
土木工事	<ul style="list-style-type: none">・直接工事費 × 97%・共通仮設費 × 90%・現場管理費 × 90%・一般管理費等 × <u>55%</u> ※上記項目の合計額に消費税及び地方消費税を加算	<ul style="list-style-type: none">・直接工事費 × 97%・共通仮設費 × 90%・現場管理費 × 90%・一般管理費等 × 68% ※上記項目の合計額に消費税及び地方消費税を加算
建築工事 設備工事	<ul style="list-style-type: none">・(直接工事費×90%) × 97%・共通仮設費 × 90%・(現場管理費+直接工事費×10%) × 90%・一般管理費等 × <u>55%</u> ※上記項目の合計額に消費税及び地方消費税を加算	<ul style="list-style-type: none">・(直接工事費×90%) × 97%・共通仮設費 × 90%・(現場管理費+直接工事費×10%) × 90%・一般管理費等 × 68% ※上記項目の合計額に消費税及び地方消費税を加算

適用日

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用